

My アフィリエイト 利用規約 (マーチャント)

第1条 (本規約の目的)

1. 本規約は、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社(以下「当社」という)が提供する「My アフィリエイト」(以下「本サービス」)の利用について定める。
2. 本サービスを利用する者は、本規約を誠実に遵守するものとする。

第2条 (本規約の変更)

1. 当社は、本規約を随時変更することができ、利用者はこれを承諾するものとする。この場合、本サービスの利用条件は、変更後の利用規約によるものとする。
2. 変更後の規約については、当社が別途定める場合を除き、本サービス管理画面、もしくはWEBサイトに表示した時点より、効力を生じるものとする。

第3条 (定義)

1. マーチャント、マーチャントサイト

本サービス上で、自己の運営する商品やサービスを提供する WEB サイト等に、ネットワークを利用して顧客を誘導することを希望する者をマーチャントといい、マーチャントの運営するサイトをマーチャントサイトという。

2. パートナー、媒体、ユーザー

当社所定の規約による入会契約を締結して、自己の運営する WEB サイトからネットワークを利用して、顧客をマーチャントサイトに誘導することで、報酬を得ようとする者をパートナーといい、パートナーの運営するサイトを媒体という。また、そのパートナーサイトよりマーチャントサイトに誘導される動作を実施するものをユーザーという。

3. 売上・リード・提携、成功結果

ユーザーによる 商品やサービスの購入を売上といい、ユーザーによるフォーム入力やアンケートへの回答などのユーザー情報の提供をリードという。また、パートナーからマーチャントのアフィリエイトプログラムに対して参加の申込を行い、これに対してマーチャントパートナーが承諾を行うことを提携という。また、ユーザーによる売上、リード、クリック、提携を総称して、成功結果という。

4. アフィリエイトプログラム

マーチャントサイトおよび媒体によって構築され、ユーザーを媒体からマーチャントサイトへ誘導し、ユーザーの成功結果があった場合、マーチャントが当社に、当社がパートナーに対価を支払う仕組みをアフィリエイトプログラムもしくはプログラムといい、当社の提供するアフィリエイトプログラムあるいはネットワークを「MYアフィリエイト」という。"

第4条 (申込と承諾)

1. マーチャントになろうとするものは、当社指定の申込書に必要事項を記入し、捺印の上、必要書類を

添付して、申込をするものとする。

2. 当社が申込内容を審査し、申込を承諾した時点から本サービスの契約は成立し効力を生じる。なお、申込の承諾とは当社がマーチャントに対してマーチャント ID を通知した時点をいう。"

第5条（預り金）

1. マーチャントは、当社が申込を承諾した時点から、預り金を支払う義務を負い、当社が別途指定する期日までに当社指定の預金口座に振り込まなければならない。当社が預り金の入金を確認できない場合には、当社は、プログラムの開始を延期することができる。

2. 当社は、本サービスの契約が終了した時点で預り金から未払の債務を差引いてマーチャントに返還する。なお、預り金は無利息とする。

第6条（サービスの内容）

当社は、当社が運営・管理するネットワークを提供し、アフィリエイトプログラムをマーチャント、パートナーおよびユーザーが利用できるようにする。"

第7条（サービスプロモーション）

当社は、マーチャントのプログラムが本サービスに登録され、パートナーの募集活動が可能になった時点より一定期間、ニュースレターの発行、WEB サイト上での告知を行い、マーチャントのプログラムのプロモーションをする。但し、その期間・内容については、当社の自由裁量による。"

第8条（オプション）

マーチャントがオプションサービスの申込をした場合、マーチャントは当社に対して、申込書記載の料金を支払う。"

第9条（プログラム期間・成果報酬決定方法・パートナー提携の選択）

1. マーチャントは、プログラム開始までに、プログラム運用の期間とパートナーに対する成果報酬の決定方法（インプレッション数、クリック数、成果件数、成果報酬率、4タイプの組合せ）を決定し、当社が指定する書式に記入し、提出しなければならない。

2. プログラムは当社がマーチャントから提出されたプログラムの内容を審査し、承諾後に本サービス上に登録を行い、マーチャントに通知した時点で開始される。なお、成果報酬の決定方法としてインプレッション数、クリック数をマーチャントが選択した場合には、システム上のレポート数を正当な回数であるとみなす。

3. マーチャントは、プログラム開始までに、パートナーとの提携方法（自動承認、手動承認）を決定し、当社が指定する書式に記入し、提出しなければならない。なお、手動承認を選択した場合は1週間に1度以上は承認行為を行うように努めなければならない。

4. マーチャントは、プログラム参加中のパートナーから事前通知無しにプログラム参加を解除される

ことがあることを了承する。"

第10条（成功結果の承認、成果報酬の確定）

1. マーチャントは、成功結果のあった日より**30**日以内に当社WEB上の成功結果承認ページにて、個々の成功結果を承認または否認しなければならない。但し、第5項を選択した場合を除く。
2. マーチャントは当社が認めた場合に限り本条第1項の成功結果承認までの期間を別途定めることができるが、マーチャントは期間変更していることをパートナーに対し周知しなくてはならない。
3. マーチャントは本条第1項または第2項の成功結果承認までの期間に、成功結果の承認または否認を行わなかった場合、成功結果が自動的に確定されることを承諾するものとする。
4. マーチャントは、成功結果が本規約第9条の成果報酬の決定方法を満たした場合には、成功結果を承認しなければならない。成功結果の承認により、マーチャントは当社に対して成果報酬相当分の支払義務を負い、成功結果の承認は、いかなる理由があっても取消・撤回をすることができない。なお、本条第6項の場合も同様とする。
5. マーチャントが承認を不要とする選択をした場合、またはインプレッション数、クリック数を成果報酬と指定した場合は、個々の成功結果があった時点で、個々の成功結果が承認されたものとみなす。
6. パートナーが「パートナー規約」に基づき退会等となり成果報酬の没収または返還が生じた場合にも、本条各項は適用され、マーチャントは当社に成果報酬を支払う。
7. マーチャントは、常に、当社WEB上のマーチャント専用の管理ページにアクセスし、成功結果に関するデータを管理する義務を負い、パートナーによる不正な行為を発見した場合、直ちに当社に報告しなければならない。
8. マーチャントが、成功結果に関するデータの管理・不正な行為の報告を怠ったことに起因する損害一切はマーチャントの負担とし、パートナーとのトラブルに関して当社は一切の責任を負わない。
9. マーチャントは、成功結果の承認または否認を行った根拠となる記録を保管し、当社より請求を受けたときは、当社に対し当該記録その他当社の要求する書面を示して説明または報告しなければならない。

第11条（利用代金の支払方法）

1. 当社は、毎月末日を締日として、利用料金[別紙記載の金額のアカウント開設費・預り金・基本管理費・オプション料・成果報酬・成果報酬に対する手数料（いずれも前月分)]を集計して、マーチャントに対する請求書を発行し、マーチャントは、翌月末日までに当社指定の預金口座に上記利用代金を振込む方法により支払わなければならない。なお、振込手数料はマーチャント負担とする。
2. 1ヶ月に満たない基本管理費は日割計算としない。
3. 本条第1項の利用料金の合計額が**2,000**円未満の場合には、当社はマーチャントに対する請求を次回以降へ繰り延べることができる。"

第12条（マーチャントの遵守事項）

1. マーチャントは、マーチャントサイトにおいて以下の事項を行ってはならず、当社から、是正の要請

があった場合には、すみやかに応じなければならない。

- ・ 法律、条例、条約に違反、もしくはその恐れがあるサイトの運営
 - ・ 猥褻性が高い写真、イラスト及び表現の入ったサイトの運営
 - ・ 医療、医薬品、化粧品において、厚生労働省が承認する範囲を逸脱するサイトの運営
 - ・ 経済の安全性、信頼性を損なう恐れのあるサイトの運営
 - ・ 人権侵害の恐れのあるサイトの運営
 - ・ 他の著作物の著作権及び著作者人格権を侵害するサイトの運営
 - ・ NTTコミュニケーションズグループの事業内容と競合するサイトの運営
 - ・ その他NTTコミュニケーションズが不適切と判断したサイトの運営
2. 広告内容及びリンク先のサイト内全ての情報についての第三者からの苦情及び損害賠償請求、その他の要求があった場合は、全てマーチャントにおいて解決し当社は一切の責任を負わない。

第13条（損害賠償）

1. マーチャントが本サービスにかかわるシステム上の瑕疵及び当社による本規約の履行について異議のある場合には、当該事実が発生したと客観的に確認できる日から1ヶ月以内に、書面により当社に対し通知するものとする。

2. 本サービスにかかわるシステム上に本来機能すべき機能が動作しないなどの瑕疵があり、かつこれが専ら当社の責めに帰すべき事由による場合で、マーチャントから当社に対して請求があったときは、当社は、無償で本サービスの瑕疵の治癒その他の修補を速やかに行うものとする。ただし、当社が合理的範囲で瑕疵の治癒その他の修補の努力を試みたにもかかわらず本来の機能を回復できない場合は、この限りでない。

3. 当社は、当社の本サービス契約の履行に関し、当社の故意または重大な過失による直接の結果として、マーチャントが現実に被った通常の損害に限り、本条第5項の限度内で、マーチャントに対して、損害を賠償するものとする。ただし、前項ただし書により修補しないことにより生じた損害、得べかりし利益、あらゆる種類の付随的損害、間接損害、派生的損害、及び特別損害について、責任を負わないものとし、一切損害賠償の責を負わない。

4. マーチャントのID及びパスワードの管理が不十分であること、または、使用上の過誤、第三者の使用等によって生じる一切の損害の責任は、マーチャントが負うものとし、当社は一切責任を負わないものとする。

5. 当社のマーチャントに対する損害賠償の責任金額は、当社の債務不履行、法律上の瑕疵担保責任、不当利得、不法行為その他請求の原因の如何に関わらず、マーチャントが当社に対して当該損害の原因になった本サービスに関し当該原因が発生した前月に実際に支払った基本管理費およびの成果報酬に対する手数料の1ヵ月分を限度とする。

6. マーチャントは、掲載広告の提供に関し、当社、マーチャントまたはパートナーにクレームがあった場合、もしくはマーチャントとパートナーとの間で紛争が発生した場合は、全て自己の責任により誠実に、かつ遅滞なく解決を図り、当社には一切の負担、迷惑をかけてはならないものとし、当社が損害を被った

場合（当社が第三者から損害賠償等を請求された場合を含む）、これを賠償するものとする。

7. マーチャントの行った行為に起因して、第三者に発生した損害に対しては、当社は何ら責任を負わないものとする。

第14条（成果把握用ソフトの管理）

マーチャントサイトにインストールされた成果把握用のソフトウェアに関しては、マーチャントが常に管理する責任を負うものとし、マーチャントは、当社より通知されるアップデート情報などに対応しなければならない。万一、その管理を怠ったために損害が発生した場合は、マーチャントの負担とし、当社はいかなる責任も負わないものとする。

第15条（秘密保持ならびに個人情報の取扱）

1. 当社とマーチャントは、本サービスを通じて知り得る、相手方の秘密を、相手方の事前の承認なしには一切外部に公表することはないものとする。但し、既知となっている情報は除くものとする。

また、当社とマーチャントは、参加マーチャント等全般にまたがって集計された統計情報は、当該情報の主体が特定できない範囲において利用・公表できるものとする。

2. 当社は、マーチャントの個人情報を「個人情報保護方針」に基づき適正に取り扱い、当社が管理するマーチャントの個人情報は、当社が別途規定する「個人情報の取扱について」に従って利用するものとする。マーチャントが本規約に同意した場合、この「個人情報の取扱について」に同意したものとみなす。

第16条（契約期間）

1. 本サービスの契約期間は、当社が申込を承諾した日より翌年同月の末日までとする。

2. 本サービスの契約終了日の30日前までに当事者の一方からの事前に終了の通知がない限り、本サービスの契約は1年間毎に更新されるものとし、以後も同様とする。

第17条（解約）

1. マーチャントは、本規約第5条1項により申込を承諾した時点から、当社が別途指定する期日から6ヶ月経過後はいつでも書面による解約の申出をし、翌月末日をもってサービスを終了させることができる。マーチャントは、本規約第5条1項により当社が別途指定する期日から6ヶ月を経過しない場合であっても、本サービス利用代金の6ヶ月分を支払うことにより、本サービス契約を解約することができる。

2. 当社は、本サービスの契約期間中に3ヶ月間プログラムが稼動しない場合には、本サービスの契約を解約することができる。

3. 当社は、当社の定める「マーチャント契約基準」に照らし、マーチャントあるいはマーチャントサイトの内容が不適切と判断した場合には、いつでも解約または一時停止の申出をし、本サービスの契約を終了またはマーチャントのプログラムを一時停止させることができる。この場合において、当社はマーチャントに対して、その内容・根拠の説明を要しないものとする。

4. マーチャントは、解約後といえどもプログラムの稼動期間中に、発生した成功結果については、本規

約第10条・第11条に定める義務を負うものとする。

第18条（契約の解除）

1. 両当事者は、下記の事由が生じた場合、催告なしに本サービスの契約を解除することができ、また当社はマーチャントに下記の事由が生じた場合、マーチャントのプログラムを一時停止させることができる。

①本規約を遵守しなかった場合

②差押え、仮差押え、仮処分、強制執行、競売、租税滞納処分、あるいは営業免許取消などの公権力の処分を受け、又は特別清算、会社整理、民事再生手続、会社更生、破産等の申立てがあったとき、手形もしくは小切手を不渡りにしたとき、その他申込者の財政状態が悪化したと当社が判断したとき

③マーチャント又はマーチャントの代理人、代表者若しくは従業員等が法令に違反した場合などで、マーチャントから委託を受けた広告掲載を継続することが当社又はマーチャントの利益、信用を阻害するおそれがあると当社が判断したとき

④マーチャント又はマーチャントの代理人、代表者若しくは従業員等が当社、その関連会社又は広告業界の信用を傷つけたとき又はそのおそれがあると当社が判断したとき

⑤広告またはそこからリンクしたホームページの記載内容の全部または一部が各種法令に違反しているあるいはそのおそれがあるとき、または当社の定める掲載基準に抵触しているとき

⑥広告の記載内容が不適切と当社が判断したとき

2. マーチャントが前項の各号の一に該当した場合、マーチャントが当社に対して負担する一切の債務（本サービスにおける債務に限らない）に関する期限の利益は直ちに喪失するものとする。

第19条（精算義務）

1. 本サービスの契約が終了した時は、マーチャントは、終了日までの基本管理費・オプション料・成果報酬に対する手数料・成果報酬を支払わなければならない。また、終了日以降もプログラム期間中の成果報酬があれば、別途支払わなければならない。

2. 本サービスの契約が終了した場合、マーチャントは本規約第10条1項にかかわらず、プログラム期間中の成功結果について終了後30日以内に承認または否認しなければならない。本サービスの解除後30日が経過した場合には、当社がマーチャントに代わって承認または否認を行うことができるものとする。

3. 本サービスの契約またはプログラムがマーチャントの事由により解除または一時停止された場合には、本条第2項にかかわらず当社がマーチャントに代わって、直ちに承認または否認を行うことができるものとする。

4. マーチャントが債務の支払を怠った場合、自動的に、預り金より相殺される。充当は本条第1項記載の基本管理費・オプション料・成果報酬に対する手数料・成果報酬の順に行うものとする。

5. 本条第4項の相殺によっても債務が残った場合には、当社は該当するパートナーへの支払を停止することができるものとする。当社は、このことにより生ずるパートナーからのクレーム等に対して一切責任を負わず、パートナーとの交渉は直接マーチャントが行うものとする。

第20条（担当者との連絡）

マーチャントと当社との連絡は、原則電子メールにて行われるものとする。マーチャントは、この連絡メールの受信を拒否できないものとする。

第21条（サービスの停止、変更、修正、追加、削除、終了）

1. 当社は、サービスの停止、終了しないことを保証するものではなく、コンピュータウイルス、セキュリティへの対応等、当社が合理的と考えられる理由からサービスの停止、変更、修正、終了することができるものとする。
2. 当社は、サービス、技術的条件を必要に応じて変更することがあり、いつでもそのサービス内容を停止、変更、修正、追加、削除、終了することができるものとする。
3. 当社は、前項の条件の変更に関して、一切の責任を負わない。条件の変更に伴い、費用（設備等の改造又は変更の費用を含む）が発生する場合でも同様とする。
4. マーチャントへの通知は2週間前に電子メールまたはWEBサイトにて通知するものとするが、緊急を要する場合はその限りではない。

第22条（権利及びライセンスの帰属）

当社や各マーチャントがそれぞれに本サービスに提供する、コンテンツ、技術、すべてのイメージ(バナーや商標なども含む)に関する権利は、すべて提供する側に所属するものとし、他方は本サービス上の限定された範囲内でのみその利用を許可されているものとする。また、他方は一方の事前の許可なくして、それらの内容などに対して一切の修正・変更はできないものとする。

第23条（商標等の使用）

1. 当社の商標等（サービス名、サービスロゴマーク等）の使用は、当社の使用許諾に基づき、マーチャントが本サービスのマーチャントとして活動する為に必要な媒体への掲載に限るものとする。
2. 当社より商標等の使用許諾を得た場合であっても、当社の裁量により使用方法等につき不相当と認められた場合には、当社はマーチャントに対して直ちに使用を中止するよう申出をし、または使用許諾の取消を行う事ができる。

第24条（譲渡）

マーチャントは、当社の事前の書面による同意なしに、本サービスの契約上の地位・本契約上の債権債務の全部又は一部を譲渡することはできないものとする。

第25条（不可抗力）

天災、当局の不作为、火災、ストライキ、洪水、疫病、暴動または戦争行為などの不可抗力があった場合、いずれの当事者も、本サービスの契約義務を履行する責任を負わず、履行遅滞について責任を負わないものとする。

第26条（遅延損害金）

マーチャントが、本サービスに基づく金銭の支払義務を怠ったときは、その日数に応じて年利14.6%の遅延損害金を支払うものとする。

第27条（届出義務）

1. マーチャントは、申込書記載の住所・登記上の住所・会社名・代表者等の申込内容に変更があった場合に、速やかに当社に届出るものとする。
2. マーチャントが本条第1項の届出を怠ったために、当社の通知または送付された書類が延着し、または送達しなかった場合には、通常到達すべき時に到達したものとする。

第28条（準拠法・合意管轄）

本サービスの契約に関する問題は、日本法を準拠法とし、本契約に関する訴訟は、その訴額に応じて東京地方裁判所・東京簡易裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

附 則（平成19年9月27日 N企第700200号）

（実施期日）

1. 本規約は、平成19年10月1日より実施するものとする。